
有害液体物質の排出率等を定める省令の一部を改正する省令

○環境省令第十三号（平成二十二年六月三十日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の七第一号ハの規定に基づき、有害液体物質の排出率等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

有害液体物質の排出率等を定める省令の一部を改正する省令

有害液体物質の排出率等を定める省令（昭和六十二年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

附 則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。
